

平成29年第 7回
総会
7月

白井市農業委員会会議録

平成29年7月7日 開会

平成29年7月7日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

平成29年7月7日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	武 藤 栄 子
会長代理	川 上 洋
1 番	根 本 孝 一
2 番	福 田 孝 一
3 番	内 藤 秀 樹
4 番	宇 賀 義 則
5 番	鈴 木 二三男
6 番	押 田 勝 巳
7 番	中 村 教 雄
8 番	鈴 木 正 夫
9 番	山 口 幸 一
10番	林 榮 造
11番	芦 田 恵 子
13番	笠 井 行 雄

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 競（公）売買受適格証明願について

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第4号 平成29年度第4次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地利用集積円滑化事業に関する規程の変更承認申請について

議案第6号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

7月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 6月26日（月）
- ・事前審査会（案） 7月 3日（月）
第1班 午前9時から 新庁舎3階会議室301
- ・総 会（案） 7月 7日（木）
午後4時00分から
新庁舎3階会議室301

午後4時00分委員定数14名中14名出席したので議長が開会を宣言した。

武藤会長 それでは改めまして、こんにちは。

定刻より少し早いのですけれども、始めさせていただきます。

お忙しい中、また暑い中、ご出席いただきましてありがとうございます。

今、私、相乗効果のことでいろいろいつも、フナッシーとかやってきたのですけれども、きょうは猫の話をしたと思います。

今、猫の相乗効果というのが話題になっていて、2兆3,000億円の相乗効果があるそうです。すごいですよね、なんかうらやましいぐらいです。

きょうはこのメンバーで会議をするのは最後だと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。

慎重なる審議よろしくお願いたします。

それでは会議始めさせていただきます。

本日の出席委員は14名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより平成29年7月定例総会を開会いたします。本日の議事録署名者は、笠井行雄委員、それから1番、根本孝一委員お願いいたします。

説明及び記録を事務局でお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局湯浅でございます。

第1号の説明に入ります前に、本日議題の差しかえがございましたので、そちらからご説明をさせていただきます。

1点目、議案第2号 競（公）売買受適格証明願につきましては、競売そのものがなくなりましたので、この議案については取り消しという形とさせていただきます。

議案第6号 生産緑地法第10条の関係につきましては、本日、次第を差し替えまして、議案として新たに委員さん皆様方の机の上に置かせていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第1号から説明をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので、提出いたします。

平成29年7月7日提出。

白井市農業委員会会長、武藤栄子。

番号1、清戸字花堀込512番。

地目、畑。

419平米。

権利者、印西市 番地、〇〇〇〇。

経営面積、131アール。

義務者、白井市 番地、〇〇〇〇。

事由につきましては、所有権移転、売買となります。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

武藤会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました、事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いいたし

ます。

福田孝一委員お願いいたします。

福田孝一委員 1班班長の福田です。

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請の調査報告を行います。

当日は、義務者、〇〇〇〇さん、権利者、〇〇〇〇さんの代理人として、〇〇測量株式会社の〇〇さんが出席しました。

申請地は、市役所から東へ約3キロに位置しています。

初めに、今回の申請ですが、権利者の〇〇〇〇さんは、バラの苗木をつくるための規模拡大、義務者の〇〇〇〇さんは、高齢及び後継者がいないための規模縮小のためのものです。

次に、申請地の現状ですが、現地の状況は何も耕作されていない状況です。

また、道路より低くなっています。

道路から申請地の間は、〇〇が資材置き場として地主より借りたばかりで、今、埋め立てをしている最中です。

また、現時点では、〇〇の資材置き場ができ上がらないと、土入れ等の必要がわからないので、何か変更、追加等があれば、その都度、農業委員会に来るとのことです。

進入路に関しては、道路から離れておりますが、道路と申請地の間の地主さんより通行の許可を得ております。

通いに関しては、印西市の自宅から約2.2キロ、車で10分程度なので、問題ないと思われま

す。また、権利者の〇〇〇〇さんは農業を営んでおり、農業機具はそろっております。

また、京成バラ園との契約もあり、実績もあります。

権利者は、農家要件を満たしており、全ての農地を効率的に耕作しております。

また、過去において、経営規模を縮小させた事実はありません。

以上のことから、できれば〇〇の資材置き場が完成してからの申請がよいと思われま

すが、多少の変更、修正等をその都度報告してもらえ

るなら、許可相当と判断いたしました。

以上です。

武藤会長 ありがとうございます。

ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

内藤秀樹委員、お願いいたします。

内藤秀樹委員 内藤です。

まず最初に、権利者の〇〇〇〇さんに伺ったのですけれども、この土地をなぜ知

ったのかということを知りましたら、この土地に行くまでの間、さっきも班長言っていましたけれども、〇〇建設が資材置き場として借りた土地があって、それで〇〇〇〇さんと〇〇建設の社長が友達同士で、ここにいい土地があるということで、そこが家からも近くて、バラづくりの土地を探していたので、買うことにしたそうです。

バラは連作障害があるので、自作地と借り入れ地と今回買う土地も含めて、ほかの作物との輪作で対応するそうです。

息子の〇〇さんは、今現在、農業はしてないそうなのですが、将来は農業を継いでくれるのじゃないかということでした。

先ほども言っていたように、進入路はないのですけれども、〇〇建設が借りた土地は縦に長いので、通路を〇〇のほうでつくるそうで、その通路を使わせてもらうことになっているそうです。

それと、売るほうの〇〇さん、譲り渡し人の〇〇さんのほうですけれども、やっぱり後継者がおらず、農業もできないので売ることにしたそうです。

あと、ちなみになのですけれども、同じ〇〇同士で、親戚関係はあるのかということを知ったら、全く無関係だということです。

以上です。

武藤会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告事項及び地区担当委員の方の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

何かありますでしょうか。

鈴木委員。

鈴木正夫委員 一ついいですか。〇〇さんがわざわざ通路をつくってくれるということなのですが、通常この〇〇は自分の土地に入るための通路があればいいのであって、一番奥まったところに行かれる通路をわざわざつくってくれるということなのですか。

内藤秀樹委員 土地が狭くて、長く借りてあるので、それで自分たちの使い勝手がいいように通路をつくるらしいのですよ。

その通路を畑へ行く用に使わせてもらうということらしいです。

鈴木正夫委員 できればいいのですが、その辺のところはちょっと疑問だったものですか。

内藤秀樹委員 それはできてからじゃないとわからない。

鈴木正夫委員 自分でも使う通路を使うということかな。

ああ、そういうことか。わざわざつくるわけじゃなくて。そうか、そうか、そう

いうことか。

武藤会長 ほかには何か意見あります。

笠井委員。

笠井行雄委員 笠井です。

わかる範囲でいいのですけれども、売買価格というのはわかるのでしょうか。

武藤会長 事務局。

事務局 今の3条許可申請に当たっては、金額の記載の必要がないので、今回についてはわからないです。

笠井行雄委員 わかりました。

武藤会長 よろしいでしょうか。

それではほかにございますでしょうか。

ありませんでしょうか。

はい、宇賀委員。

宇賀義則委員 ちょっと確認なのですが、1の12の全国農地ナビですが、これは余り見たことない資料なのですけれども、事務局さんのほうで。

武藤会長 事務局、お願いします。

事務局 全国農地ナビの資料なのですが、こちら申請代理人のほうが、譲受人の〇〇〇〇さんの所有地の中で耕作されていない農地について農地ナビから写真を拾ってきて、もともと山だったところだから、地目上農地だけど耕作できないのだよ、ほかのところはちゃんと耕作しているのだよという根拠資料として、つけてきました。

武藤会長 わかりました。

いかがですか、よろしいでしょうか。

そのほかには何かございますでしょうか。

ないようでしたら次に進めさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

武藤会長 それでは、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切りまして、これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

武藤会長 全員賛成です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決いたします。

議案第2号は飛ばします。

次、議案第3号です。

農地法第5条の規定による転用許可申請について議題といたします。

事務局、1番、2番説明お願いいたします。

事務局 事務局、湯浅でございます。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条第3項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成29年7月7日提出。

白井市農業委員会会長、武藤栄子。

1番、神々廻字東原1874番2、外1筆。

地目、畑。

地積、2筆で520平米。

権利者、白井市 番地 号、〇〇〇〇。

義務者、白井市神々廻 番地、〇〇。

申請事由につきましては、転用を伴う所有権移転、専用住宅、農家住宅を建設するものであります。

2番、根字北口1803番3、外3筆。

地目、畑。

地積、4筆で4,670平米。

権利者、柏市 番地、有限会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

義務者、松戸市 番地、〇〇〇〇。

申請事由、転用を伴う所有権移転、資材置き場兼車両置場とするものでございます。

以上で議案第3号の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

武藤会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

1番、2番、福田孝一委員、説明お願いいたします。

福田孝一委員 1番、2番続けて。

武藤会長 続けてお願いいたします。

福田孝一委員 わかりました。

それでは、議案第3号の1番、農地法第5条2項による許可申請の調査報告を行います。

当日は、株式会社〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、申請人の代理人、〇〇〇〇測定の〇〇さん、それと義務者の〇〇〇〇さんが出席しました。

申請地は市役所から北東へ約3キロに位置しています。

初めに、今回の申請ですが、権利者の〇〇さんは、現在、アパートで暮らしながら農業をしています。

アパートのため、農機具をしまうところがなく、住居兼倉庫が以前より欲しいと考えていました。

また、義務者の〇〇〇〇さんは、申請地が自宅から遠いということで不便を感じていたそうです。

次に、申請地の現状ですが、現地の状況は何も耕作されていない状況です。

最後に、農地法第5条第2項の許可基準に対して適合するかを報告します。

申請地は第三種農地、第一種農地のいずれにも該当しないことから、第二種農地と判断しました。

さらに、農家住宅建築による周囲農地の営農に対する支障はありません。

進入路に関しては、道路に面しているので問題はありません。

申請面積は、法令の農家住宅の上限以下であります。

また、農業機具を置くスペースも確保されており、面積妥当と思われま

す。資力、事業計画にも問題ありません。

以上のことから、何ら問題なく許可相当と判断いたします。

以上です。

武藤会長 ありがとうございます。

ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で。

福田孝一委員 ごめんなさい、もう一つあれかな、続けないと。

武藤会長 あら、2番だね。

福田孝一委員 今、2番だったので。

武藤会長 わかりました。2番お願いします。

福田孝一委員 今度2番。申しわけありません。

議案第3号の2番、農地法第5条2項による許可申請の調査報告を続けて行います。

当日は、権利者、〇〇〇〇さんの代理人で、有限会社〇〇〇〇企画設計の〇〇〇〇さん。義務者、〇〇〇さんの代理人で、不動産業の〇〇さんが出席しました。

申請地は、市役所から北西約1.8キロメートルに位置しています。

初めに、今回の申請ですが、権利者の〇〇〇〇さんは、湘南のほうに焼却炉のある資材置き場が手狭になり、資材置き場として半分、もう半分は、事業拡大としてオークションで買った輸出用の車の一時保管に使いたいとのこと

です。義務者の〇〇〇〇さんは、高齢のため、農業規模の縮小を図りたいとのこと

次に、申請地の現状ですが、現地の状況は何も耕作されていない状況です。

最後に農地法第5条第2項の許可基準に対して適合するかを報告します。

申請地は、住宅用及び事業の用に使う施設が連担する区域に隣接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第二種農地と判断いたします。

進入路に関しては、大通りから入った道路が少し狭くて思えますが、2トントラックが通れるとのことでした。

また、近隣住宅に迷惑がかかることはないと思われそうです。

申請面積は、事業規模に対して面積妥当であり、資力、事業計画に問題はございません。

また、周辺農地の営農に対する支障はありません。

以上のことから何ら問題なく許可相当と判断いたします。

以上です。

武藤会長 どうもすみません、ありがとうございました。

ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

1番、林榮造委員、お願いいたします。

林榮造委員 林です。

それでは説明いたします。

義務者の〇〇さん、譲渡した理由といたしまして、高齢になり農作業が大変になったのと、家から遠いため作物の管理ができないので、現在は畑が荒れない程度にトラクターでうなっている状態です。

しかし、畑に行くまでの道路が狭いため、トラクターでの通行は事故の原因になるため、できれば譲渡したいと考え、今回、知人の紹介により話がまとまった次第です。

次に、権利者の〇〇〇〇さんについて、現在は、先ほど班長さんの説明にもあったのですが、アパートに住んでおりまして、農作業をするに当たって何かと不便なため、農地を探していたそうです。

作業場を初め、農機具の保管場所等、ある程度の広さ、土地が必要になるため、探していたところ、申請地は耕作地にも近く、利便性がよいため、この土地を選定したそうです。

以上です。

武藤会長 ありがとうございます。

2番、押田勝巳委員、お願いします。

押田勝巳委員 押田です。

先日、権利者の〇〇〇〇さんと電話でお話しまして、この申請地は、40年ぐらい前に本人が購入して、20年ぐらい前まで作物をつくっていたそうです。

ところが、周り高すぎて、盛土がされまして、水はけが悪くなったので、自分も盛土をしたらしいのですけれども、そうしたら土が余りよくないみたいで、土壌が悪くていい作物がつかれないので、土壌改良をかなり試みたらしいのですけれども、余りいい結果が出ないので、耕作をやめて、家庭菜園をつくる人が近くにいたのでその人に貸していたのですけれども、その人もつくるのをやめたということで、3年ぐらい前ですか、知り合いの不動産屋さんに誰か買って欲しくないかということで不動産屋さんに頼んでおいたら、今回の解体屋さんが購入希望をしたということで、もう少し何か農業続ける気はないのですかと言ったら、今はほとんど農業やっていなくて、家のほうで事業をやっています、そっちのほうにお金が必要なので、一応売りに出したという、両方土地が、土壌が悪くなったというのと、あと通勤時間が、買った当時は15分か20分くらいで来られたのだけれども、今は時間帯によるけれども、1時間から2時間近くかかるときもあるので、到底採算合わないということで思い切って売りに出したということです。

以上です。

武藤会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

何かありますでしょうか。

はい、中村教雄委員。

中村教雄委員 中村です。

1番の〇〇さん、2の18の買い取り仮承認通知書で、実際ご融資をお約束するものではありませんということは、融資もできない可能性もあるということですよ。

武藤会長 事務局、どうですか。

はい、お願いします。

事務局 こちらが、住宅金融公庫、今でいうフラット35の通知書になるのですが、こちら代理人からの説明で、あくまで仲介しているみずほ銀行さんのほうから出た通知書であって、実際の融資自体は、旧住宅金融公庫のほうになるので、あくまでも仲介した銀行として、フラット35の審査おりましたよという通知書を出したという形のもので、これ以上のものは出ないので、これが出れば、ほかの案件でもそうなので、基本的にはおりるといような話なので、他の転用案件でも出ていることを確認とりまして、これで出しているという話でしたので、問題ないと思います。

武藤会長 よろしいでしょうか。

中村教雄委員 ということは、これ買い取り額だから、この融資のあれが払えなければ、この土地は差し押さえするという金額は出しているということですね。

事務局 そうですね。

こちらについて、結局のところ、融資元がみずほ銀行さんではないので、旧住宅金融公庫のほうで差し押さえもしますし、融資も出します、その仲介をしたみずほ銀行から審査おりましたよという通知が出ているというだけの話で、直で融資証明というものは出ないということなので。

武藤会長 よろしいでしょうか。

中村教雄委員 実際問題、これでやると、現在、53才ですか、この方、79才まで支払う計算なっているのですけれども、払い切れるのかなというのが実情ですね、私から言うと。

こういうアパート関係には融資は結構厳しいという、後継者もない、何もないととなると払い切れるのかなという不安はあるのですけれども、それに関しては大丈夫ということで、何とも言えない。

事務局 事務局側が審査をしたわけではないので。

中村教雄委員 一切合切、土地代金と建設費が全部借入金なので、1円も持っていないということですので。

武藤会長 いや、多分、相続税対策でやる場合はこれやるから。

中村教雄委員 それでも、結局この人は自分の土地も持っていない、他の土地を借りて農家をやっている。一切合切何もない、ここまでというのが、ちょっと不信感があるのですが。あとは委員の皆さんで、どういうふうに。

武藤会長 事務局、お願いします。

事務局 旧住宅金融公庫、今の住宅金融支援機構のほうから承認が出ている、仮の承認ですけれども、出ているということは、それなりの返済能力があると判断されたということで判断してはいます。

武藤会長 いかかですか。

よろしいでしょうか。そのほかに何かご意見ありますでしょうか。ないようでしたら次に進ませていただきますけれども、よろしいでしょうか。

では、質疑が尽きたようございますので、質疑を打ち切り、これより、議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について採決をお願いいたします。

許可相当意見付して。1番、県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

武藤会長 多数です。

よろしいでしょうか。賛成多数ということで、議案第3号 農地法第5条の規定

による転用許可申請について、1番、許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

次に、許可相当意見を付して2番、県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

武藤会長 賛成全員です。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、2番、許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

次に、議案第4号 平成29年度第4次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

1番から3番まで、事務局へ説明をお願いいたします。

事務局 事務局、湯浅でございます。

議案第4号 平成29年度第4次農用地利用集積計画の決定について。白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙のとおり平成29年度第4次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので、提出いたします。

平成29年7月7日提出。

白井市農業委員会会長、武藤栄子。

5ページをごらんください。

5ページにつきましては、白井市長から武藤会長への協議書の書類となります。

6ページをごらんください。

利用集積の計画の一覧表となっております。

1番から順にご説明申し上げます。

1番、利用権を設定する農用地、神々廻字東原1905番6。

地目、畑。

利用権設定面積、1,689平米。

種類、賃貸借。

内容、畑作。

期間、5年。

賃料、2万円。

支払い方法、直接持参。

利用権を設定する者、白井市 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市 番地、〇〇〇〇。

経営面積、184アール。

内容については継続となります。

2番、神々廻字前田311番、外1筆。

地目、田。
面積につきましては、2筆で1,893平米。
種類は賃貸借権。
内容は水稻。
期間は10年。
賃料は2万円となります。
支払い方法は直接持参。
利用権を設定する者、白井市 番地 〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者、白井市 番地、〇〇〇〇。
経営面積、52アール。
こちらは新規となります。
3番、折立字迎地591番1。

地目、畑。
利用権設定面積、1,440平米。
種類、使用賃貸借権。
内容、畑作。
期間、5年。
賃料はございません。
利用権設定を受ける者、白井市 番地、〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者、白井市 番地、〇〇〇〇。
35アール。
こちらは新規となります。
以上で、議案第4号の説明とさせていただきます。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

武藤会長

ありがとうございました。
農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

- 1番、地区担当委員の説明もございません。
- 2番、3番は新規ですので、地区担当委員の報告がございます。
- 2番、林榮造委員お願いいたします。

林榮造委員

それでは説明いたします。
申請者、〇〇〇〇さん。去年までは、知り合いの方が耕作していましたが、高齢になって田んぼの管理もできないということで、田んぼを返してもらったそうです。それで、借受者の〇〇〇〇さんは、水田を耕作しておりませんので、自家消費ということで来年から耕作するそうです。

以上です。

武藤会長 ありがとうございます。

次3番、中村教雄委員お願いいたします。

中村教雄委員 その前に、利用権を設定する者なのですが、〇〇〇〇さん、この方はお亡くなりになっていると思うのですが、芦田委員、いつお亡くなりにな

芦田恵子委員 春に亡くなりました。

中村教雄委員 ということなので、これ消していただきと思いますので。

ここの土地は、もともと市民農園として貸していたのですが、市民農園の返還により〇〇さんが管理するというので、畑作の使用賃借権になっております。

以上です。

武藤会長 はい、ありがとうございます。

続いて質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ありますでしょうか。

ないようでしたら次に進ませていただきますけれども、よろしいでしょうか。質疑がないようでございますので、議案第4号 平成29年度第4次農用地利用集積計画の決定について採決を行います。

1番から3番まで一括で採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

武藤会長 賛成全員です。

議案第4号 平成29年度第4次農用地利用集積計画の決定について1番から3番、承認することに可決いたします。

次に、議案第5号 農地利用集積円滑化事業に関する規定の変更承認申請について議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 事務局湯浅でございます。

議案第5号 農地利用集積円滑化事業に関する規定の変更承認申請について。白井市長より、農地利用集積円滑化事業に関する規定の変更承認の申請がありましたので提出いたします。

平成29年7月7日提出。

白井市農業委員会会長、武藤栄子。

8ページをごらんください。

8ページにつきましては、白井市長から武藤会長への申請書になります。

この内容につきましては、文書の中にもありますとおり、平成29年6月23日付で、西印旛農業協同組合のほうから、農業経営基盤強化促進法第11条第12第1項の規定

に基づき、農用地利用集積円滑化事業に関する規程の変更承認申請がありましたという形の文書となっております。

概要につきましては、この要綱の中に、農業委員会に関する法律の改定により、都道府県農業委員会が名称変更となりまして、都道府県農業委員会ネットワーク機構、こちらに名称変更になったことによりまして、要綱の内容が変わったといったような内容でございます。

9ページをごらんください。

9ページにつきましては、先ほども説明しましたとおり、西印旛農協から白井市長への承認申請書となります。

10ページをごらんください。

新旧対照表の中ほどに、先ほど説明いたしました9のほうでは、アンダーラインが引いてある部分、県農業会議が、新しいほうでは、千葉県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構という形で変わっております。

したがって、その名称が変更になったという形の議案となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

武藤会長 農地利用集積円滑化事業については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

地区担当委員の説明もございません。

農地利用集積円滑化事業に関する規程の変更承認申請についてご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

何かありますでしょうか。

ないようでしたら先に進ませていただきます。

それでは質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

農地利用集積円滑化事業に関する規程の変更承認申請について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

武藤会長 全員賛成です。

農地利用集積円滑化事業に関する規程の変更承認申請について承認することに可決します。

次に6番、議案第6号 生産緑地法第10条の規定による主たる従事者についての証明願についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 事務局湯浅でございます。

議案第6号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証

明願について。

下記のとおり、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願がありましたので、提出いたします。

平成29年7月7日提出。

白井市農業委員会会長、武藤栄子。

1番、河原子字木戸八365番5。

地目が畑。

地積が3,173平米。

申請人、白井市 番地、〇〇〇〇。

申請事由、生産緑地解除申請のためでございます。

以上で議案第6号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

武藤会長 ありがとうございます。

生産緑地法第10条の規定による主たる従事者については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

地区担当委員の報告はございます。

山口幸一委員、説明をお願いいたします。

山口幸一委員 地区担当委員の山口です。

持ち主の方が去年亡くなったそうなので、それに伴う相続に関して地目を変更して、売却したいということです。

現状今、畑になっているのですけれども、区域が工専専用区域に入っているの、畑で売るよりは、生産緑地を解除して工専区域の価格で売ったほうが高く売れるんじゃないかということです。

以上です。

武藤会長 ありがとうございます。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

福田孝一委員。

福田孝一委員 福田です。

現在、恐らく耕作している方は違う人で、貸していると思うのですけれども、その方は納得されているのですかね。

山口幸一委員 納得しているそうです。

福田孝一委員 そうですか、わかりました。

武藤会長 よろしいでしょうか。

福田孝一委員 はい。

武藤会長　ほかに何かございますでしょうか。
何かありますか。ないようでしたら次に進ませていただきます。よろしいでしょうか。

では、質疑が尽きたようでございますので、議案第6号 生産緑地法第10条の規定による主たる従事者についての証明願について採決を行いたいと思います。
証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

武藤会長　全員賛成です。
議案第6号 生産緑地法第10条の規定による主たる従事者についての証明願について証明することに可決いたします。

次に、報告事項に入らせていただきます。

報告第1号 専決処分について、そのほか事務局、説明をお願いいたします。

これからの予定もお願いいたします。

事務局　報告第1号 専決処分について説明させていただきます。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第6号の規定により専決処分をしたので、これを報告いたします。

平成29年7月7日提出。

白井市農業委員会会長、武藤栄子。

21ページをごらんください、専決処分となります。

農地法第3条の3第1項の規定による届出が21ページの記載のとおりでございます。

22ページをごらんください。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出となります。

23ページをごらんください。

農地法第5条第1項第5号の規定による届出となっております。

飛びまして、25ページをごらんください。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出となっております。

以上で報告とさせていただきます。

なお、次回の会議の日程は、今回は報告事項ではございませんので、あらかじめご了承をお願いいたします。

武藤会長　よろしいでしょうか。

それでは、これで会議閉めさせていただきます。

長時間にわたりまして、慎重なる審議ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

武 藤 栄 子

白井市農業委員会議事録署名人

笠 井 行 雄

白井市農業委員会議事録署名人

根 本 孝 一